

第233回大阪市外郭団体評価委員会

令和 7 年 3 月 18 日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(1) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成25年大阪市規則第160号）の一部改正について	1
(2) クリアウォーター-OSAKA株式会社の令和6年度経営評価（対象事業活動の実績）について	3
(3) （公財）大阪市国際平和センターの中期目標の制定について	10

開会

開会 14時

【宮下法人担当課長代理】 定刻になりましたので、第233回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長代理の宮下でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。

堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員にご出席いただいております、大阪市外郭団体評価委員会規則第6条第2項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題（1）の大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部改正について、（2）の外郭団体の令和6年度経営評価（対象事業活動の実績）について、（3）の中期目標の制定については公開で、（4）の大阪社会医療センターに関する事項については法人情報の審議ですので、非公開で行います。

(1) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成25年大阪市

規則第160号)の一部改正について

【堀野委員長】 それでは、最初の議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

【宮下法人担当課長代理】 ご説明いたします。

経済戦略局において所管する外郭団体である一般財団法人大阪市文化財協会及び大阪港湾局が所管する外郭団体である株式会社大阪港トランスポートシステムの外郭団体指定を解除するにあたりまして、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第2条第1項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則を改正することについて、同条第5項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては、私、宮下からご説明させていただきます。資料は10番をご覧ください。ご説明の中で大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例は、単に条例と申し上げます。

前回までの評価委員会において一般財団法人大阪市文化財協会と株式会社大阪港トランスポートシステムの中期目標の期間終了時の検討を行うにあたり諮問しましたところ、その検討については妥当なものと認められるとの答申をいただきましたので、外郭団体が列挙されている条例施行規則の別表から当該団体を削除する手続きを行います。条例施行規則の改正にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くと条例で定められておりますので、指定解除については既にご了承いただいておりますが、改めて簡単に理由をご説明いたします。

大阪市文化財協会につきましては、資料3ページ上段をご覧ください、本件団体は、埋蔵文化財発掘調査業務を確実に遂行するなど様々な取組を進めてきましたが、府市事業整理の一環として当該団体の整理再編を行うこととなり、事業継承を進めてきました。解散後も本市の埋蔵文化財行政を円滑に進めるために必要な取組を進めた結果、令和7年3月31日をもって、本件団体は解散される予定です。

下の段に移りまして、これまで本件団体が担ってきた埋蔵文化財関連業務が、本市（教育委員会文化財保護課）及び公益財団法人大阪府文化財センター等に適正に継承されること、また、蓄積された調査研究の成果などが継承先で適切に活用されることを所管所属として確認しており、令和7年度以降は本件団体を通じて本市施策を達成する必要がないことから、外郭団体としての該当性を満たしません。

次に、大阪港トランスポートシステムにつきましては、資料の4ページをご覧ください、

出資等、人的関与については変更なし。財政的関与については、北港テクノポート線整備にかかる開発者負担金として、令和3年度から6年度の間支出してきたところですが、夢洲駅南西出口部分については、I R事業の進捗に合わせて整備を行うため、令和11年度の予定で開発者負担金の支出が見込まれております。

次のページに移りまして、当該法人を通じて達成しようとする行政目的又は施策については、北港テクノポート線のうち、南ルート部分の安定的な運行を行うこと。当該法人の唯一性については、当該法人が南ルート部分の第一種鉄道事業者としての事業許可を得ているため。当該法人に求める役割については、整備にあたり調達した資金について確実に返済を行うとともに、引き続き本市などと連携し、南ルート部分の鉄道事業運営を行うこととしておりますが、本市が事業経営の指導及び調整をすることの必要性については、当該法人にはこれまで蓄積してきた事業経営のノウハウがあることから、自主的に南ルート部分の維持管理を実施することができるため、事業経営に対する指導及び調整の必要性はなく、外郭団体としての該当性を満たしません。

以上の理由により、これら2団体について、条例施行規則別表1から削除するものです。なお、改正期日は令和7年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了として、答申の取りまとめですけれども、特段問題ないということで。

【宮下法人担当課長代理】 はい、ありがとうございます。

(2) クリアウォーターOSAKA株式会社の令和6年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【宮下法人担当課長代理】 ご説明いたします。

建設局において所管する外郭団体であるクリアウォーターOSAKA株式会社の令和6年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項

等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【建設局】 ご説明いたします。

建設局下水道部下水道管理担当課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、クリアウォーターOSAKA株式会社の令和6年度事業経営評価につきましてご説明いたします。

様式1をご覧ください。

中期目標の1、当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容でございます。大阪市内一円下水道施設の包括維持管理業務の確実な履行だけではなく、「大阪府市下水道ビジョン」に定めた府内市町村の事業運営支援を行うとともに、全国市町村に対しましてウォーターPPPをはじめとした広域的な業務の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展に貢献することでございます。

2、中期目標期間は、令和4年5月1日から、令和9年3月31日までの4年11か月間でございます。

3、中期目標の期間終了時におきまして、実現しようとしている状態は、当該団体が全国市町村に対しまして、ウォーターPPPをはじめとした広域的な業務を拡大している状態でございます。

下段の当該事業年度の評価は、後ほど説明いたします。

2ページの様式2をご覧ください。先に各取組についてご説明させていただきます。

取組の1でございますが、中期計画では、業務執行体制の確立及び人材育成の推進といたしまして、主にベテラン社員の退職等により失われる技術力の減を、若手のプロパー社員を中心とした専門的知識を習得した者で補うことが必要であるため、社内研修や日々のOJTを通じた知識・ノウハウの習得や技術継承といった人材の育成、また、これらの取組により、大阪市下水道施設を適切に管理・運営しつつ、広域事業の業務の拡大に向けた事業戦略を推進するために必要な業務執行体制を確立することを中期計画期間中に取り組み具体的な内容としてございます。

年度計画の達成状況といたしましては、右側の実績欄をご覧ください。有資格者等が監

修する研修を10回実施するとともに、eラーニングによる過去問題の演習を行い、正答率から苦手科目を分析し、効果的な試験対策に取り組みました。この結果、今年度は26名の受講者のうち12名が合格いたしました。また、各種有資格者数につきましては、団体ホームページにて224名で公表を行っており、今回の新規取得者12名につきましても追加公表する予定となっております。このほか、社員のキャリア形成に応じまして、様々な分野における技術力向上を目的とした社内研修の実施や、令和7年の業務執行体制の強化に向けまして、令和6年10月1日に、ウォーターP P P準備室を設けまして5名を配置し、業務領域の拡大に向けて、業務の整理を行うなど、年度計画どおりに実施しております。

このような取組を行った結果、指標Iの下水道管理技術認定、及び下水道技術検定3種、この新規取得者は、合わせて12名となっております。指標の目標値を達成してまいります。

当該事業年度の目標達成状況につきましては、「目標達成」、「取組は予定どおり実施」のa(i)としてございます。

外郭団体の自己評価につきましては、まず、中期計画に対する当該事業年度の進捗状況は、ア、「順調」であると団体は評価してございます。

その評価内容としましては、当該事業年度の達成状況では、先ほどご説明しましたとおり、年度計画どおりに取組むことができたこと、これにより指標1を達成できたことから、順調であるとしてございます。

最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組につきましては、ベテラン社員の退職等による技術力の減への取組として、今後も継続していくとしてございます。広域事業におきまして、ウォーターP P Pを見据えた戦略的な営業を展開していくため、令和6年度でウォーターP P P準備室、令和7年度にはウォーターP P P企画室を設け、業務執行体制の強化を図るとしております。また、技術力をアピールするとともに、受託に必要な有資格者を確保することで、市施設の管理運営力を高め、広域事業の拡大につなげるよう、資格取得を主目的とした研修をはじめとする各種社内研修を継続的に実施するとしてございます。

次に、市の審査でございます。まず、中期計画に対する当該事業年度の進捗状況につきましては、ア、「順調」としまして、様式1の中期目標3に対する取組の有効性につきましては、A、「有効であり、継続して推進」こちらを選んでおります。

外郭団体の自己評価に対する審査結果にございますとおり、総合的な人材育成の取組を

計画どおりに実施したことで、目標である新規資格取得者12名を達成できたこと、また、業務執行体制の強化に向け、ウォーターP P P準備室を設けたことにつきまして、団体の評価は妥当であり、中期計画の進捗状況は順調であると判断してございます。

中期目標達成の視点から見た審査結果でございます。広域的な業務の拡大に取組み、下水道事業の持続、発展に貢献していくためには、人材育成の取組を通じた技術力の確保・向上は必須であり、目標どおりの新規有資格者数を達成したことは評価できるとしております。また、有資格者数を団体ホームページへ掲載することは、全国市町村に向けて、団体の保有する技術力のアピールやブランドイメージの向上といった効果が期待できるため、引き続き取組を推進していただきたいとしております。さらに、全国的にウォーターP P P導入に向けた動きが活発化しており、今後さらにニーズが高まると想定されることから、引き続き社員の技術力確保・向上に取り組み、本市下水道施設を適切に管理・運営しつつ、広域事業の業務の拡大に向けて必要な業務執行体制の確立に努められたいとしております。

続きまして、4ページ、取組の2でございます。

中期計画におきましては、自治体のニーズ把握とソリューション提供に向けた取組といたしまして、府内市町村が抱える課題やニーズに対し、ソリューションをマッチングさせ、業務受注等につなげる取組を継続的に行うことで、広域的な業務の拡大に資する。また、ウォーターP P P関連業務の発注が全国的に進んでいることも踏まえ、ニーズの把握や提案をするための個別対話など、全国に向けた営業活動をさらに強化・広域化することを中期計画期間中に取り組む具体的な内容としております。

年度計画達成状況、右側の実績でございます。

中期計画に掲げる、全国に向けて営業活動をさらに強化・広域化するための取組といたしまして、令和6年で38都市に対しまして、団体の受託実績や強み等を説明し、相手方の発注意欲や当社に期待する事項を確認の上、団体が実施できる業務やその内容を提供する個別対話を実施いたしました。自治体との個別対話を重ねた結果、広域事業の受託件数につきまして目標を達成できたことから、順調に進捗していると認識しているところでございます。また、自治体のトップマネジメント層のニーズ把握の取組につきましては、当初計画していたものの、自治体との個別対話により十分なニーズ把握ができたため、結果として実施されませんでした。令和7年度以降の取組に向け適切な営業方法を検討しながら、引き続き営業活動を強化していくとしております。

広域事業に係る受託件数及び売上高、営業実績や受注見込みなどの今後の戦略を定期的

に建設局に対し報告の上、意見交換を行ったとしております。

次に、指標Ⅰ-③、広域事業の受託件数でございます。目標40件に対しまして実績値47件となっており、目標を達成しております。

当該事業年度の目標達成件数状況につきまして、「目標達成」。「取組は予定どおり実施」のa（i）としております。

外郭団体の自己評価につきましては、中期計画に対する当該事業年度の進捗状況は、ア、「順調」であると団体は評価しております。

当該事業年度の達成状況につきましては、ウォーターP P Pを好機として、全国に向けた営業活動をさらに強化・広域化し、個別対話を重ねた結果、目標の受託件数を達成することができたとしております。また、令和7年度以降の新規契約に向けまして、売上高の向上を図るため、既存の契約内容から改善点を洗い出し、具体的な見直しについて協議し、今後の契約にも反映させる検討を進めたとしております。

次年度以降の取組につきましては、次年度以降は、広域事業の受託件数の増加に向けて、各都市の状況に応じてトップマネジメント層のニーズ把握や実務レベルでの対話など、適切な営業方法を検討しながら引き続き営業活動を強化していくとしてございます。

次に市の審査でございますが、まず、中期計画に対する当該事業年度の進捗状況につきましては、ア、「順調」とし、様式1の中期目標3に対する取組の有効性につきましては、A、「有効であり、継続して推進」としております。

外郭団体の自己評価に対する審査結果につきましては、年度計画に定めた全国に向けて営業活動をさらに強化・広域化したことや個別対話を実施するなど、広域事業の受注拡大に向けた取組を進めたことで、広域事業の受託件数の目標を達成しており、団体の自己評価は妥当であると考えております。引き続き、売上高の向上につながるよう取り組まれたいとしてございます。

中期目標達成の視点から見た審査結果につきましては、中期目標である「ウォーターP P Pをはじめとした広域的な業務を拡大している状態」の達成に向けまして、団体が全国に向けて営業活動を強化・広域化すること、また各都市への個別対話を重ねるとともに、状況に応じてトップマネジメント層のニーズ把握を行うことで、受託件数の増加に結びつくと考えられることから、引き続き取組を推進し、売上高の向上に努めていただきたいと思いますとしております。

ここで1ページ目の様式1にお戻りください。下段の当該事業年度の評価をご覧ください

い。

外郭団体の自己評価につきましては、最終目標達成見込みにつきましては、ア、「順調」と評価しております。団体の評価及び次年度以降の取組につきましては、これまでの内容と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

次に、本市の総合的な評価でございますが、団体が中期計画の指標とした取組1及び取組2のいずれも目標を達成しておりますので、中期計画を順調に遂行していると評価できるとしてございます。また、広域事業の受注拡大を進める上では、業務執行体制の強化が不可欠であるため、中期目標期間において引き続き業務執行体制の強化に取り組み、最終的には中期目標期間後の令和9年度以降に目標とする10億円の達成を目指されたいとしてございます。

本様式に基づく説明は以上になりますが、市の評価にございます売上高10億円を達成するために何が課題になっているのか、またどう対応するのかというところを、当局から団体へ確認しました。そうしましたところ、令和6年の受託件数の目標値を達成しており、また売上高につきましても、目標5億2,000万円のところ、5億2,500万円の見込みとなっております。両方とも目標値を達成する状況でございますが、団体としまして、まだ十分な利益が得られてないと判断してございます。具体的には、団体が自治体から業務を受注するにあたりまして、会社の規模等から共同受注が前提となっております。この団体の担うマネジメントに要する経費につきまして、発注者側の積算に見込まれていない、もしくは共同企業体間で適正な配分がなされていない可能性があり、今後、共同受注者間での協議や自治体への説明などにより、適正な利益を確保するよう努めていくとしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いいたします。

教えていただきたいことがありまして、広域事業の受託件数なんですけれども、これは大阪府下以外の自治体の受託は何件ぐらいあったんでしょうか。

【建設局】 受託件数なんですけれども、38件です。47件中38件でございます。

【村田委員】 それは関西圏になるんですか。広域といっても、ほかにも（競合する）団体があると思うんですけれども、そのテリトリー分けというか。

【建設局】 どこというのは営業の秘匿情報になりますので、どこに営業をかけているとか、どこを受注しているとかってというのは、相手方がホームページ上に公表しているベースで自治体名は出せるということで、例えば河内長野市とか。近くで言えば、あとウォーターP P Pで茨木市から新たに受注したりとか、そういうことはしております。大阪府下でかなり受注しているんですけども、全国的にもかなり受注しておりまして、先ほど言う自治体名は、正確にお伝えすることはできないんですけども、全国的に営業をかけているし、受注拡大しているところでございます。

【村田委員】 分かりました。指標ⅠとⅡは、基本的には、市内の自治体向けの営業活動的なところだと思うんですけども、大阪府下以外のところにも営業活動をしているということですね。

【建設局】 はい、そうでございます。

【村田委員】 これは国の施策でありますので、ある程度エリアごとでテリトリーを分けるとか、そういうことでもないですか。競合するところもあって、そこはもう営業活動で受注していくというようなことをされるんですか。

【建設局】 今、団体から建設局のほうには、実際にこういうところに営業をかけているという情報が入ってきておりまして、その中では、全国、北のほうから南のほうまで関西圏のエリアを越えて営業活動を行っておりますし、受託も取っていつているところでございます。

【村田委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

堀野からも1点、今のご質問に関連してなんですけれども、今現状、売上高としては目標を達成したものの、利益率があまりよろしくないというお話だと思ったんですけども、府外をどんどん増やすということになると、知識がなくて恐縮なんですけど、遠方とかということになると、余計にコストがかかったりとかして利益率は下がるのかなというような印象があるんですけども、それとの関係では問題はないということでよろしいでしょうか。

【建設局】 堀野委員がおっしゃるように、当然、遠くになればなるほど、それだけ出張費というか、一泊したりとかことで、多分費用がかかるんだと思います。ただ、団体からそれによって利益率がすごく下がっているというふうにはお聞きしておりませんで、やはり利益率が下がる要因としては、大体J V、共同企業体で取るんですけども、そのとき

に何社かで取ったときの利益配分が、しっかり団体のほうにも入ってくるような形で今協議を進めておりまして、そこが現在協議中で、なんせウォーターＰＰＰという制度がまだにわかにできたところでございますので、自治体側にもしっかりと、そういう積算、自治体側の積算にもしっかりと乗せていただきたいと思いますし、ＪＶ間での取り分、そちらもしっかり取っていくような交渉を進めているというふうにお聞きしております。

【堀野委員長】 承知しました。ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

それでは、答申の取りまとめですけれども、こちらも特段、適当ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【宮下法人担当課長代理】 ありがとうございます。

（３）（公財）大阪市国際平和センターの中期目標の制定について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【宮下法人担当課長代理】 ご説明いたします。

教育委員会事務局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センターが達成すべき中期目標を制定するにあたりまして、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第12条第3項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【教育委員会事務局】 教育委員会事務局、生涯学習部長の西と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、大阪国際平和センターの令和7年からの中期目標についてご説明申し上げます。

大阪国際平和センターは、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、空襲を中心に、大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示などを通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界平和に貢献する

ことを目的といたしまして、大阪府及び大阪市の出資により1989年に設立された団体でございます。1991年にピースおおさかの愛称で開館し、今年で30年を迎えております。

なお、来館者の5割以上は小中学生が占めているという状況でございます。

3の中期目標の期間についてでございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

次、4の当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項の(1)、本市の行政目的又は施策の具体的な内容につきましては、これまでと同様、特定の歴史観や考え方に偏らず中立的に事業を実施していくこととともに、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を行い、もって大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むこととしております。

(2) 中期目標の期間終了時におきまして、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態についてでございますが、3月5日の当委員会におきまして委員の皆様方からご指摘を受けて内容を見直しまして、大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民が、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような当館の展示などに接することにより、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育てている状態といたしたところでございます。

(3)、(2)の状態を客観的に示す指標といたしまして、1つ目の指標でございます。大阪市立小学校全体に対する来館率については、令和7年につきましては期間が4月から12月までとなったため、令和6年4月から12月の実績を勘案いたしまして62%と定めまして、令和8年以降は、令和6年までの中期目標と同様、85%以上を目標としております。また、2つ目の指標、中学校の来館率につきましても、令和7年につきましては期間が4月から12月までとなったため、令和6年実績を勘案して16%と定め、令和8年以降は、令和6年と同様、25%以上を目標としております。3つ目の指標につきましては、来館した大阪市立の小学校に対してアンケートを実施し、「ピースおおさが平和学習の場として役立ったのか」という問いに対して、「役立った」と回答した割合ですが、これまで、平和学習到達度という名称で目標数値を85%以上としていたところ、名称とアンケートの内容が異なるのではないかとご指摘いただいておりますので、平和学習貢献度と名称を変更し、目標数値につきましても、令和2年から令和6年までの実績を踏まえまして90%に引き上げることといたしました。裏面にまいりまして、4つ目の指標につきましては、これまで

来館者満足度として、ピースおおさかの企画事業の参加者に対してのアンケートの結果を指標としておりましたが、入館者総数が7万であるのに対して、母数が500程度と非常に少ないのではないかとのご指摘も受けてまいったところでございます。私どもといたしましても課題を感じるところがございましたことから、再考を重ねまして、そこにお示しするとおり、全体の入館者数に変更することとしております。ピースおおさかの展示などに接して、戦争の悲惨者や平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心が育んでいる状態を実現するには、1人でも多くの方々に来館をいただくことが前提になるものと考えまして、まず、来館者数を確保することを指標に定めることといたしたものでございます。目標数値といたしましては、少子化でメインターゲットであるところの子どもの減少が続く中ではございますが、魅力ある様々な事業展開を行いまして、SNSなども活用しながら平和に関する情報発信に努めることで、若い世代や外国人などの集客を図ることにも重点を置きまして、5年後、令和11年の入館者数74,800人を目標としております。なお、令和7年につきまして期間が4月から12月までであること、また、令和7年、令和8年中に修繕工事を予定しておりますことから、目標とする入館者数は下方修正としているところでございます。その結果、令和7年は、4月から12月までの数値ではありますが、58,200人、令和8年は73,000人、令和9年は74,500人、令和10年は74,600人、令和11年は74,800人、入館を目指してまいります。

次の(4)、当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容についてでございますが、小学校校長会や中学校校長会などにおいて平和学習の場としてピースおおさかの利用を呼びかけるなど、積極的な周知活動に取り組んでまいります。来館した学校向けアンケートを実施して、平和学習に役立っているか、平和学習貢献度の調査を行い、アンケートの中で得られたニーズを踏まえて取組の改善も図ってまいります。また、主たる入館者である小中学生の数につきましては、少子化により今後も減少が続くことが見込まれておるところでございますが、平和ミュージアムとしての当館の役割を果たすためには、全体の入館者数を増加させていく必要があるものと考えております。そのため、より集客力の高いイベントや特別展などを開催してまいりほか、SNSの活用などによりまして情報発信の強化にも努め、利用の促進を図ってまいります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見等があればお願いいたします。

それでは、委員の堀野から伺わせていただきます。

この指標の4つ目になるんですけれども、こちらでは、令和7年と令和8年は修繕工事で臨時休館等の影響があるというふうになっているんですが、それは指標の1つ目と、2つ目の中学校の来館率のときには考慮する必要がないのかというのが1点と、この入館者数というのは、結局、この小学校、中学校での集団で来ていただく方というのが、かなりの数を占めるのかなというふうに思うと、本当に見るべきは、そういった数というのは、むしろ指標の1つ目と2つ目でカバーできている話なようにも思われるので、そういった方を除いた来館者数、入館者数というようなカウントということにしたほうが、より分かりやすいのではないかというふうに思うのですが、それはちょっと集計が難しいとか、いろんなこともあるのかなと思いますので、その点についてご意見いただければと思います。

【教育委員会事務局】 臨時休館は、7年度は2日間、8年度が11日間というところなので、学校の影響はあんまりないのかなと思っております。だから、小学校、中学校の来館率については、その日を避けていただければできるのかなと思っておりますので、そこについては影響ということは考えておりません。続いて、人数のほうなんですけれども、一応、学校のほうが少子化ということで減っているということで、そこについては、5年間で1,200～1,300人減ることを、年間250人ぐらい減るということをしておりまして、その中で、大阪府も含めてなんですけれども、人数としては。国内の成人の方が420人、外国人も含めてなんですけれども、420人ということで、年間170人ぐらい増えていくというような計算で出させていただいております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。それであれば、一般の方が大分年々増えていくような計算で具体的な算定をされているということで承知しました。また、臨時の休館の影響も、小学校、中学校の来館には関係がないであろうということも分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

こちらの答申ですが、こちらも問題なく適当ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次の案件は非公開としますので、関係者以外の方はご退室ください。